

1 *N,N*-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミンの評価について
2 (人健康影響)(生態影響)(案)
3
4
5

令和元年 7 月

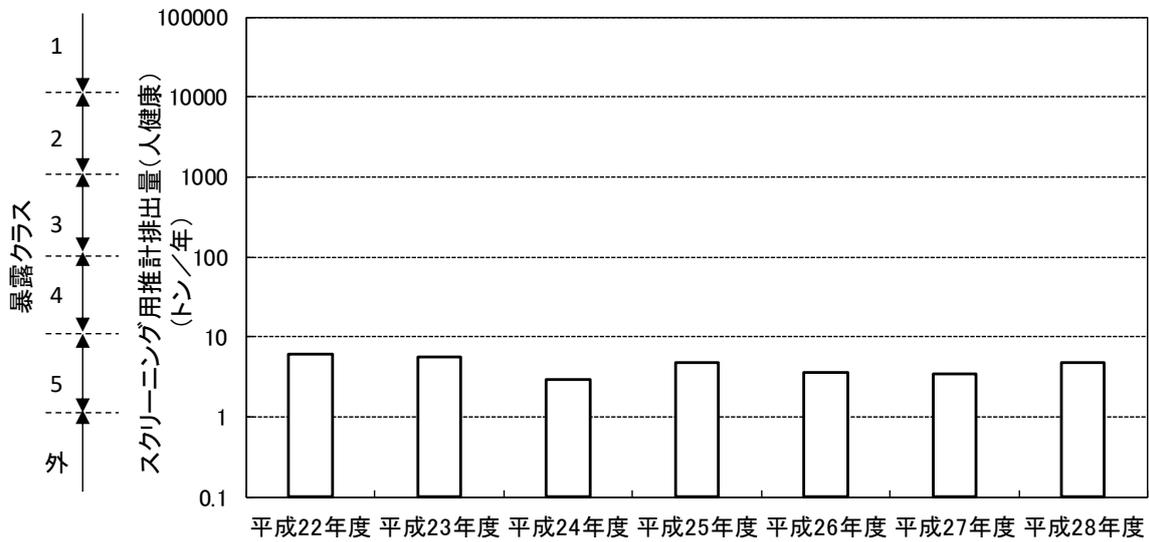
- *N,N*-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン(以下、DMAPA)については、平成24年度に実施したスクリーニング評価において、人健康影響に係る暴露クラス2、有害性クラス3、生態影響に係る暴露クラス2、有害性クラス2を用いて、人健康影響及び生態影響に関する優先度「高」と判定され、平成24年12月に優先評価化学物質に指定された。
- 当該物質の優先評価化学物質の製造数量等の届出の際に届出られていた用途について、届出者に対し確認を行ったところ、水系洗浄剤又は殺生物剤として届出られていた用途が実際は中間物(洗剤又は殺生物剤の合成原料)であったことが判明した。
- その後、優先評価化学物質の指定の際の用途も遡り照会したところ、人健康影響及び生態影響に係る暴露クラスは5となり、DMAPA の優先評価化学物質の指定根拠が失われ、用途確認後の届出情報を用いて、改めてスクリーニング評価を行った結果、人健康影響及び生態影響に関する優先度はそれぞれ「低」及び「中」となり、優先評価化学物質相当ではないことが確認された。
- また、優先評価化学物質の指定後から今年度までの評価対象となる届出情報について、上記と同様に用途の確認を行い、人健康影響及び生態影響に係る暴露クラスを算出したところ、いずれも5以下であったことから、優先評価化学物質の指定後から今年度までにおいても、優先評価化学物質相当であったことはないことが確認された。
- 以上を踏まえ、化審法第11条第2号ニに基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

6

1 化審法届出情報（推計排出量等の経年変化）

2 DMAPA に関する化審法届出情報は図 1、図 2 及び表 1 のとおり。化審法届出情報に基づく推
 3 計排出量は、10 トン以下で推移している。

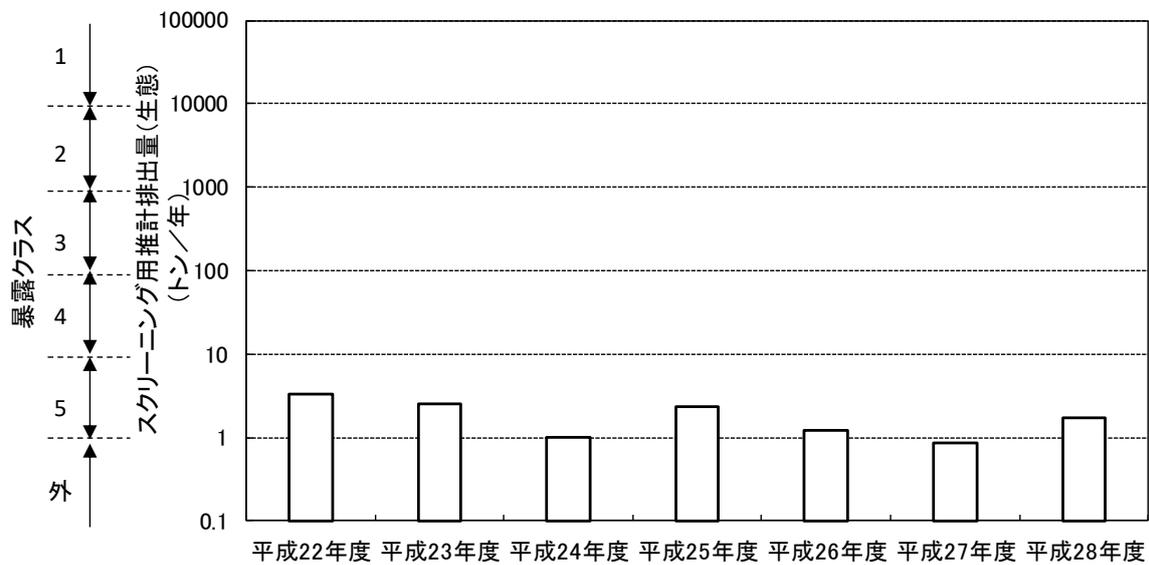
4



5

6

図 1 化審法届出情報に基づくスクリーニング用推計排出量(人健康評価用)



7

8

9

図 2 化審法届出情報に基づくスクリーニング用推計排出量(生態評価用)

1
2
3
4

表 1 化審法届出情報に基づく出荷数量

用途番号	用途分類	平成 28 年度
		出荷数量 (トン/年)
01	中間物	2,683
06	その他の洗浄用溶剤	2
10	化学プロセス調節剤	6
12	水系洗浄剤 1 《工業用途》	1
15	塗料、コーティング剤[プライマーを含む]	7
23	接着剤、粘着剤、シーリング材	1
25	合成繊維、繊維処理剤[不織布処理を含む]	26
27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	11
34	表面処理剤	19
36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	1
37	金属加工油(切削油、圧延油、プレス油、熱処理油等)、防錆油	3
	計	2,760

5